

●香川県告示第53号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで北浦漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡土庄町馬越甲317番地1 谷口水産有限会社

小豆郡土庄町小海甲785番地 酒本水産有限会社

小豆郡土庄町小海甲498番地3 木下水産有限会社

2 加入区の名称

北浦加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

北浦漁業協同組合